

小田原市発注工事等における設計違算等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する工事等において設計違算等が判明した場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「工事等」とは、契約検査課で執行する工事及び工事関連業務委託とする。

2 この要領において「設計違算等」とは、設計書、図面、共通仕様書、特記仕様書及び入札案件概要書等（以下「設計書等」という。）における積算基準及び単価の適用誤り、数量の違い、費用の計上漏れその他の設計書等の記載内容の誤りを修正することにより設計金額に変更が生じることをいう。

(設計違算等が判明した場合の報告及び対応)

第3条 設計を担当する課の課長（以下「設計担当課長」という。）は、設計違算等が判明した場合は、速やかに、設計違算等報告書（様式第1号）により契約検査課長へ報告するものとする。

2 契約検査課長は、前項により報告を受けた場合は、入札手続の各段階において、第4条から第7条までに定めるとおり対応するものとする。

(入札公告後から入札参加申請受付締切前の対応)

第4条 契約検査課長は、入札公告後から入札参加申請受付締切前までに設計違算等が判明した場合は、次の各号に定めるとおり対応するものとする。

(1) 入札参加資格要件に変更が生じる場合は、入札手続を中止するものとする。

(2) 入札参加資格要件に変更が生じない場合は、必要に応じ設計書等を修正した上で、入札手続を続行するものとする。

(入札参加申請受付締切後から入札開始前までの対応)

第5条 契約検査課長は、入札参加申請受付締切後から入札開始前までに設計違算等が判明した場合は、入札手続を中止するものとする。ただし、次の各号に定める条件を全て満たす場合に限り、第2項に定める手続により入札手続を続行することができるものとする。

(1) 入札参加資格要件に変更が生じないとき。

(2) 設計違算等による設計書等の修正内容が限定され、入札参加者全員に修正箇所を正誤表等により明確に提示できると判断できるとき。

(3) 設計違算等による設計金額の変更額が、当初設計金額の1%以内であるとき。ただし、当該変更額が当初設計金額の2%未満で、入札手続きの続行が可能と判断することができるときは、この限りでない。

(4) 第2号及び第3号ただし書きにおける判断は、設計担当課長と契約検査課長とが

協議して行うものとする。

2 前項の規定に基づき入札手続を続行する場合は、おおむね次の各号の順序に従い、それぞれ当該各号に定めるところにより手続を行うものとする。

(1) 設計担当課長は、前項に定める条件を満たす場合は、設計を担当する部局の長まで決裁をとったうえで、入札手続続行依頼書（様式第2号）により契約検査課長に入札手続の続行の依頼を速やかに行う。

(2) 契約検査課長は、設計違算等及び入札手続の続行について、電話及びFAX等により、速やかに入札参加申請者へ周知する。

(3) 設計担当課長は、設計書等を修正し、当該設計書等及び正誤表を速やかに契約検査課長に提出する。

(4) 契約検査課長は、必要に応じて、入札日程及び設計書等の再公告を行う。

（開札後における疑義申立期間中の対応）

第6条 契約検査課長は、開札後に疑義申立期間を設ける工事において設計違算等が判明した場合は、次の各号に定めるとおり対応するものとする。

(1) 落札候補者に変更が生じる場合は、当該入札を無効とする。

(2) 落札候補者に変更が生じない場合は、当該入札を有効とする。この場合、原則として契約は落札金額で締結し、後日、発注者と受注者で協議の上、設計書等を修正し、変更契約を締結する。ただし、落札候補者に変更が生じない場合であっても、落札候補者が契約を望まない場合は入札を無効とする。

（落札決定後から契約締結前までの対応）

第7条 契約検査課長は、落札決定後から契約締結前までに設計違算等が判明した場合は、次の各号に定めるとおり対応するものとする。

(1) 落札者に変更が生じる場合は、当該入札を無効とした上で、落札決定を取り消し、マスコミ等への公表を行うものとする。

(2) 落札者に変更が生じない場合は、当該入札を有効とし、契約を締結することができるものとする。ただし、落札者が契約を締結する意思がない場合は当該入札を無効とする。

（無効とした入札の再度公告入札の手続き）

第8条 第6条及び第7条において無効とした入札の再度公告入札を執行する場合は、次の各号に定めるところにより手続を行うものとする。

(1) 再度公告入札の執行に当たっては、無効とした入札の設計内容を見直し、その一部を変更するものとする。

(2) 再度公告入札に参加できる者は、「無効とした競争入札に入札書を提出した者」とする。

（設計違算等の原因等の報告及び関係部局等への周知等）

第9条 設計担当課長は、設計違算等が判明した場合は、設計違算等が生じた原因を調

査するとともに、必要な対策を講じたうえで、その内容を設計違算等に係る原因及び対策報告書（様式第3号）により、速やかに契約検査課長に報告するものとする。

- 2 契約検査課長は、前項の報告を受けた場合は、再発防止のため、設計違算等に係る事項等を庁内に公表するものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

契約検査課長 様

課長

設計違算等報告書

次の工事について設計違算等が判明しましたので、小田原市発注工事等における設計違算等に関する事務取扱要領第3条の規定に基づき報告いたします。

記

- 1 工 事 名
- 2 入札予定日
- 3 設計違算等の内容
- 4 設計金額の変更額（概算額でも可）

（事務担当）
係 名
担当者
連絡先

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

契約検査課長 様

課長

入札手続続行依頼書

次の工事について 年 月 日付けて設計違算等報告書を提出したところですが、小田原市発注工事等における設計違算等に関する事務取扱要領第5条の規定に基づき、再度設計書等を確認したところ、同条第1項各号の条件を満たすものと判断できますので、同条第2項第1号により入札手続の続行を依頼します。

記

- 1 工 事 名
- 2 入札予定日
- 3 設計違算等の内容
- 4 設計金額の変更額

（事務担当）
係 名
担当者
連絡先

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

契約検査課長 様

課長

設計違算等に係る原因及び対策報告書

設計違算等が判明した次の工事について原因等を調査したところ、以下のとおりでしたので、今後の対策も併せて、報告いたします。

記

- 1 工 事 名
- 2 当初入札予定日
- 3 設計違算等の判明までの経緯
- 4 設計違算等が生じた原因
- 5 設計違算等防止のための対策

（事務担当）
係 名
担当者
連絡先